

新潟市結婚新生活支援補助金 Q&A

R6.6.3 更新

= 目 次 =

① 申請方法について (P.3)

- Q1 申請の前に相談や書類確認をすることはできますか？
- Q2 申請はどこでできますか？区役所でも受け付けていますか？
- Q3 申請に行くときに必要なものはありますか？
- Q4 申請書類はどこで入手できますか？
- Q5 平日は仕事で申請に行くことが難しいです。代理の者が行ってもよいですか？
- Q6 予算上限に達し次第終了（先着順）とのことですですが、これから申請することはできますか？

② 対象者・所得・補助要件について (P.3・4)

- Q1 婚姻届をこれから出す予定ですが、先に補助金の申請をしてよいですか？
- Q2 「2年以上継続して市内に住む意思があること」とありますが、転勤する可能性がある場合も申請できますか？
- Q3 再婚の場合も対象になりますか？
- Q4 子どもがいる場合も対象になりますか？
- Q5 生活保護を受給している場合も対象になりますか？
- Q6 所得の計算方法がわかりません。

③ 対象経費について (P.4・5)

- Q1 結婚前に支払った費用は対象になりますか？
- Q2 結婚して住宅のリフォームを行った場合は対象になりますか？
- Q3 結婚前に妻（夫）が住んでいた住宅にもう一方が引越して同居した場合の費用は対象になりますか？
- Q4 単身赴任などで別居している場合の費用は対象になりますか？
- Q5 新しく購入・賃借した住宅に親族（親など）と同居する場合の費用は対象になりますか？
- Q6 親族の家（実家など）に引っ越して同居する場合の費用は対象になりますか？
- Q7 賃借費用について、会社から住宅手当の支給を受けている場合は対象になりますか？
- Q8 引越し費用について、会社から引越し手当等の支給を受けている場合は対象になりますか？

④ 申請書類について (P.6・7・8)

- Q1 証明書関係はどこで入手できますか？料金はかかりますか？
- Q2 所得証明書ではなく源泉徴収票を提出してもよいですか？
- Q3 所得証明書は所得のある方の分だけでよいですか？
- Q4 新潟市に税情報がないため納税証明書が発行できない場合は？
- Q5 奨学金の返済額が確認できる書類とは具体的にどのようなものですか？
- Q6 領収書にはどのような項目が記載されればよいですか？
- Q7 家賃は毎月銀行口座からの振替（または銀行振込）で支払っていますが、領収書は添付しなければなりませんか？
- Q8 家賃は毎月クレジットカードで支払っていますが、領収書はどのようなものでしょうか？
- Q9 領収書の発行ができないと言われた場合は？

⑤ 審査・交付決定について (P.8)

- Q1 申請書を提出してから審査・交付決定にはどれくらいの時間がかかりますか？
- Q2 申請順に交付決定されますか？早く申請した方がいいですか？
- Q3 交付決定を受けた人は公表されますか？

⑥ 補助金の交付(振り込み)について (P.8)

- Q1 補助金の振り込みはいつごろですか？
- Q2 現金を手渡しで受け取ることはできますか？

① 申請方法について

Q1 申請の前に相談や書類確認をすることはできますか？

A 可能です。申請をスムーズに行っていただくために、事前にお越しのうえ（またはお電話にて）お問い合わせをおすすめします。相談・確認は受付開始前でも可能です。

Q2 申請はどこでできますか？区役所でも受け付けていますか？

A 市役所本館 1 階のこども政策課に申請書類を提出してください。郵送、FAXでの提出はできません。申請は事前予約制となっています。必ずお電話にてご予約の上お越しください。申請にかかる時間は 1 時間程度です。また、区役所での申請・相談はできません。

Q3 申請に行くときに必要なものはありますか？

A 申請書類一式をお持ちください。その他、添付資料の原本等も可能な範囲でお持ちください。

Q4 申請書類はどこで入手できますか？

A 市役所本館 1 階のこども政策課で配布しています。そのほか、市のホームページでもPDFまたはWordデータをダウンロード可能です。

【掲載先】トップページ>子育て・教育>出会い・結婚>結婚新生活支援補助金

※ 市のHP上で「結婚」、「新婚」などでキーワード検索すると一番上に表示されます。

Q5 平日は仕事で申請に行くことが難しいです。代理の者（親）が行ってもよいですか？

A 申請者本人または配偶者の方どちらかがお越しください。

Q6 予算上限に達し次第終了（先着順）とのことですが、これから申請することはできますか？

A 受付状況については、申請前にこども政策課（TEL025-226-1193）へご確認ください。受付終了となった場合は、市のホームページでもお知らせします。

② 要件について

Q1 婚姻届をまだ出していませんが、補助金の申請をすることはできますか？

A 1 婚姻届の提出・受理後でないと申請できません。また、申請の対象とする住宅に同居していることも要件になっているため、夫婦ともに住民票の住所を変更している必要があります。

Q2 「2 年以上継続して市内に住む意思があること」とありますが、転勤する可能性がある場合も申請できますか？

A 2 申請時点での転勤の予定が定かでないような場合は申請可能です。ただし、あらかじめ終期が決められている転勤等で現在新潟市に赴任している場合や、すでに転勤の予定が勤務先から言い渡されている場合など、2 年以内に転出することがほぼ確定である場合は申請をご遠慮ください。

なお、申請時には2年以上継続して市内に居住する意思のある旨を所定の様式で誓約していただきます。

Q3 再婚の場合も対象になりますか？

A3 対象になります。ただし、夫婦のどちらかが、新潟市や他の市町村でこの制度の補助金を受けたことがある場合は対象外です。

Q4 子どもがいる場合も対象になりますか？

A4 対象になります。

Q5 生活保護を受給している場合も対象になりますか？

A5 対象になります。ただし、交付金の対象となる経費（住宅取得費用、住宅賃借費用及び引っ越し費用）について、生活保護で生活扶助又は住宅扶助等を受給している場合、その部分については対象経費から控除します。

Q6 所得の計算方法がわかりません。

A6 給与をもらっている給与所得者の場合は、令和5年分の給与等の収入から、給与所得控除額を差し引いた額です。自営業者の場合は、収入金額から必要経費を差し引いた額です。

申請の際は、源泉徴収票ではなく、市が発行する所得証明書（市民税課、区民生活課、出張所などで発行可能。手数料300円）を提出していただきます。

【参考】給与からみた所得の概算

夫婦の給与の合計額がおよそ670万円以上になると対象外です。

ただしあくまで概算のため、所得証明書での確認が必要です。

給与の総支給額が300万円 → 概算の所得額202万円

給与の総支給額が500万円 → 概算の所得額356万円

給与の総支給額が600万円 → 概算の所得額436万円

給与の総支給額が670万円 → 概算の所得額493万円

③ 対象経費について

Q1 結婚前に支払った費用は対象になりますか？

A1 令和6年4月1日以降の支払いであれば、結婚前に支払った費用も対象になる場合があります。（婚姻前提であることが確認できる書類※が必要です。）ただし、夫婦の一方が婚姻前に契約して入居していた住宅に他方が入居した場合（賃貸契約書等に同居人として記載されていることをご確認ください。）は、同居開始後に支払った費用のみが対象です。

※賃貸契約書、物件売買契約書等に夫婦お二人の名前が記載されていれば確認書類としてお受けできます。

Q2 結婚して住宅のリフォームを行った場合は対象になりますか？

A2 対象となりません。ただし、「新潟市空き家活用推進事業」、「新潟市健幸すまいリフォーム助成」などの助成事業を活用できる場合があります。

リフォーム助成については、住環境政策課 環境整備室（TEL025-226-2815）へお問い合わせください。

Q3 結婚前に妻（夫）が住んでいた住宅にもう一方が引越して同居した場合の費用は対象になりますか？

A3 同居後に支払った費用であれば対象となります。同居開始日は、住民票に記載された「住所を定めた年月日」で確認します。

Q4 単身赴任などで別居している場合の費用は対象になりますか？

A4 夫婦の主たる生活拠点を新潟市としており、単身赴任されている方の住民票の住所が申請の対象としている住宅になっていれば別居でも対象とすることができます。ただし、別居先（単身赴任先）に関する費用（購入費や賃料、別居先への引越費用）は対象となりません。

Q5 新しく購入・賃借した住宅に親族（親など）と同居する場合の費用は対象になりますか？

A5 対象になります。その場合の所得の計算は、夫婦の所得の合計のみで結構です。ただし、住宅の購入や賃借の契約名義が、申請する夫婦のいずれかの名義になっており、かつ、費用の支払いを夫婦のいずれかが行っている必要があります。

なお、引越費用については、親族が購入・賃借している住宅であっても、夫婦のいずれかが支払っていれば対象となります。

Q6 親族の家（実家など）に引っ越して同居する場合の費用は対象になりますか？

A6 引越費用は、申請する夫婦のいずれかが支払っていれば対象となります。

Q7 賃借費用について、会社から住宅手当の支給を受けている場合は対象になりますか？

A7 会社等から住宅手当の支給を受けている場合は、その分を対象経費から控除する必要があり、住宅手当支給証明書の提出が必要です。夫婦それぞれが支給を受けている場合は、それぞれの支給額を合算して控除します。

支給を受けていない場合も、住宅手当等の支給はゼロである旨を記載した住宅手当支給証明書の提出が必要です。

Q8 引越費用について、会社から引越手当等の支給を受けている場合は対象になりますか？

A8 会社等から引越手当等の支給を受けている場合は、その分を対象経費から控除する必要があります。夫婦それぞれが支給を受けている場合は、それぞれの支給額を合算して控除します。引越費用の支給額を確認できる書類を添付してください。

④ 申請書類について

Q1 証明書関係はどこで入手できますか？料金はかかりますか？

A1 新潟市の場合、証明書の発行窓口と手数料は次のとおりです。

必要書類や郵送での証明などについては、お手数ですが市HPなどでご確認いただくか、各窓口へお問い合わせください。

要件等	証明書等の種類	窓口	手数料
① ②の いずれかが 必要	戸籍謄本	各区区民生活課、中央区窓口サービス課、出張所・連絡所、行政サービスコーナー	1通 450円
	婚姻届受理証明 (戸籍届受理証明書)	各区区民生活課、中央区窓口サービス課、出張所・連絡所、行政サービスコーナー(山の下・亀田・新津のみ)	1通 350円
③ 夫婦の記載 があるもの	住民票の写し、	各区区民生活課、中央区窓口サービス課、出張所・連絡所、行政サービスコーナー	1通 300円
④ 夫婦 それぞれの 証明	市・県民税課税(所得)証明書 <u>⇒令和6年度課税(令和5年分所得)の証明</u>	市民税課、各区区民生活課、中央区窓口サービス課、出張所・連絡所、行政サービスコーナー(山の下・亀田・新津のみ)	1件 300円
⑤ 夫婦 それぞれの 証明	納税証明書(市税に未納がない ことの証明)	市民税課、各区区民生活課(中央区窓口サービス課は除く)、出張所	1件 300円

《マイナンバーカード(個人番号カード)を利用して、コンビニ等で①③④の証明が取得できます》

※新潟市に本籍がある方…①戸籍謄本 1通 450円 ⇒割引後：1通 300円

※新潟市に住民登録がある方…③住民票の写し、④市・県民税課税(所得)証明書 1通 300円
⇒割引後：1通 150円

Q2 所得証明書ではなく源泉徴収票を提出してもよいですか？

A2 所得証明書の代わりに源泉徴収票を提出することはできません。

必ず市が発行する所得証明書(市民税課、各区区民生活課(中央区は窓口サービス課)、出張所など
で発行可能。)を提出してください。

Q3 所得証明書は所得のある方の分だけでよいですか？

A3 必ず夫婦双方の分を提出してください。未申告の場合は申告が必要です。

Q4 新潟市に税情報がないため納税証明書が発行できない場合は？

A4 令和5年1月1日時点で新潟市に住民登録がなかった場合は、転入前の市区町村で納税証明書を発行してください。

Q5 奨学金の返済額が確認できる書類とは具体的にどのようなものですか？

A5 奨学金返還証明書があれば望ましいですが、証明書の取得が難しい場合は通帳の写しや銀行振込明細の写しなど、支払日、支払者、支払額、支払先が確認できるものを提出してください。

Q6 領収書にはどのような項目が記載されていればよいですか？

A6 支払者の氏名、金額、支払の内容、受領日（支払日）、支払先の記載が必要です。
支払の内容（例：内訳、〇月分の家賃・共益費、建物代金、引越料金 等）が記載されていない場合は、請求書や明細書などを添付してください。

Q7 家賃は毎月銀行口座からの振替（または銀行振込）で支払っていますが、領収書は添付しなければなりませんか？

A7 銀行の口座振替や振込による支払いの場合であっても、必ず大家・不動産会社・保証会社等に領収書の発行を依頼してください。原則として通帳の写しや振込明細書は領収書の代わりにできません。なお、領収書の発行には手数料がかかる場合があります。
また、過去に領収書等を発行した不動産会社や保証会社をお知りになりたい場合は、こども政策課までお問い合わせください。

Q8 家賃は毎月クレジットカードで支払っていますが、領収書はどのようなものでしょうか？

A8 クレジットカードによる支払いの場合であってもQ7と同様に必ず大家・不動産会社・保証会社等に領収書の発行を依頼してください。
なお、クレジットカードの支払いについては領収書の発行ができない場合があります。その際は、カード利用明細書が領収書の代わりとして認められていますので、下記4項目が確認できる状態のものをご提出ください。

- 支払者氏名
- 金額
- 支払の内容または支払先の名称
- カード利用日

We b 明細を利用している場合は、上記項目を満たすように利用明細画面を印刷してお持ちください。

Q9 領収書の発行ができないと言われた場合は？

A9 <家賃を保証会社経由で不動産会社（大家）へ支払っている場合>

実際の支払い先である保証会社に領収書の発行を依頼してください。補助金の申請の際は、貸借契約書や領収書と併せて、保証契約書などの支払方法の実態が確認できる書類をご提出ください。なお、賃貸借契約書に保証会社等の実際の支払先についての記載がある場合は不要です。

＜クレジットカードで支払っている場合＞

Q8 をご参照ください。

＜口座振替（または振込）で支払っている場合＞

通帳の写し（口座名義人、該当取引の記載されたページ）、または振込明細書をご用意ください。ネット銀行等を利用した場合は画面コピーや PDF データ等（口座名義人、該当取引の記載された箇所）を印刷したものをご用意ください。内容を確認の上、領収書の代わりとしてお受けできるか判断させていただきます。

⑤ 審査・交付決定について

Q1 申請書を提出してから審査・交付決定にはどれくらいの時間がかかりますか？

A1 申請書を受理してから 2 週間程度で審査を行い「交付決定兼確定通知書」を郵送します。ただし、審査において不備が発見された場合や、申請内容に疑義が生じた場合は、こども政策課から申請者へ電話でご連絡させていただき、書類の訂正や追加提出をお願いすることがありますので、その場合は期間が 2 週間を超える場合があります。

Q2 申請順に交付決定されますか？ 早く申請した方がいいですか？

A2 原則、受理した順に審査を行って交付決定しますが、審査において不備が発見された場合や、申請内容に疑義が生じた場合は、書類の訂正や追加提出をしていただく必要があります。その間は保留状態となりますので、次に受理した申請の審査を先に行う都合上、必ずしも申請順や受理順に交付決定されるとは限りません。

Q3 交付決定を受けた人は公表されますか？

A3 個人情報保護のため、氏名などの公表はしませんが、インタビューをお願いし、同意いただければ市ホームページなどにコメントを掲載させていただく場合があります。

⑥ 補助金の交付(振り込み)について

Q1 補助金の振り込みはいつごろですか？

A1 「交付決定兼確定通知書」の発送日（書類の日付）の翌月末に、指定の銀行口座に振り込まれます。振込日のご指定はできません。また、振込完了のお知らせは行いませんので、記帳いただくなどによりご確認ください。

Q2 現金を手渡しで受け取ることはできますか？

A2 できません。口座振込のみです。